

管理処分事案の報告について

平成13年3月30日
財理第1327号

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

国有財産の管理及び処分をより円滑かつ適切に行うため、財務局（福岡財務支局、沖縄総合事務局を含む。以下、「財務局」という。）における処理事案のうち本省に報告するものの取扱いを、下記のとおり定めたとの通知する。

なお、昭和42年10月28日蔵国有第1652号「重要事項の報告について」通達は、これを廃止する。

記

1 報告すべき事案

報告すべき事案の対象は、普通財産の管理及び処分にかかるものに限定し、その範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 処理の方向について、国民一般の関心が極めて強いと考えられるもの。
- (2) 上記(1)には該当しないものの、特定の地域において極めて強い関心もたれており、当該事案の処理が普通財産の管理及び処分の取扱いに一定程度の影響を及ぼすと考えられるもの。
- (3) 国有財産の管理及び処分に関し、国有財産地方審議会に付議した事案で処理を要するもののうち、答申後1年以上の期間を経過しているもの。
- (4) その他財務局長が必要と認めるもの。

2 報告内容

(1) 新規事案

前年度において新たに上記1に該当することになったもの（別紙様式1）。

(2) 変更事案

前年度以前において報告している事案で、「処理方針」及び「処理状況及び処分上の問題点」に変更のあったもの（別紙様式2）。

(3) 完結事案

前年度において処理が完結したもの（別紙様式3）。

3 提出期限

年度分を当該年度経過後、1月以内に提出すること。

別紙様式 1

報告事案(新規)一覧表(平成 年度分)

事案別

財務局

整理番号	発生日	件名相手方 及び物件の 表示	財産の沿革 及び事案の 概要	処 方 理 針	処 理 状 況 及 び 処 理 上 の 問 題 点	担当課及び担当官

(作成及び記載要領)

- 1 本表は、事案別にそれぞれ別葉として作成し、それぞれ一連番号を付することとする。
事案別は、(1)全体、(2)特定地域、(3)審議会、(4)その他の別とする。
なお、2以上の事案に重複するものについては、本事案記載号数の若い事案に属させること。
- 2 記載順序は、処理申請(又は陳情)のあったとき等事案の発生の古いものの順に記載する。
- 3 「件名相手方及び物件の表示」欄には、件名、相手方のほか当該物件の所在地、口座名、区分及び数量を記載する。
- 4 担当官は、当該事案を担当している管理官(又はこれに準ずるもの)とする。
- 5 参考となる資料は添付すること。

別紙様式 2

報告事案(変更)一覧表(平成 年度分)

事案別

財務局

整理番号	件名 相手方	新たな処理方針等、又は特別な進展状況、及びそれらが発生した事由	担当課及び担当官

(作成及び記載要領)

- 1 本表は、すでに報告中の事案について、処理方針等を変更した場合、又は、処理に特別な進展が見られた場合等で、特に財務局長が必要と認めるものについて作成する。
- 2 「整理番号」欄には、別紙様式1と同一の番号を記載する。
- 3 「件名、相手方」欄には、別紙様式1「件名、相手方及び物件の表示」欄の件名及び相手方を記載する。

事案別

財務局

整理番号	件名 相手方	完結に至った簡単な経緯	担当課及び担当官

（作成及び記載要領）

- 1 「整理番号」欄には、別紙様式1と同一の番号を記載する。
- 2 「件名、相手方」欄には、別紙様式1「件名、相手方及び物件の表示」欄の件名及び相手方を記載する。